

令和6年第5回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年5月17日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年5月17日(金)
午後1時30分から午後2時7分まで

2. 出席委員(19名)

1番	稲垣 恵一	3番	川上 加津子	4番	加藤 博一
5番	岡沢 聡	6番	稲野 実	7番	釋 巖
8番	東浦 有治	9番	長澤 均	10番	生田 梨恵
11番	藤井 照三	13番	中井 正美	14番	杉本 泰彦
15番	西尾 正美	16番	植山 照男	17番	長澤 陽子
18番	豊田 茂実	19番	中久保 明	20番	西田 清明
21番	中井 博幸				

3. 欠席委員(2名)

2番 神代 繁近 12番 森田 直弘

4. 会議録署名委員

20番 西田 清明 21番 中井 博幸

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室長	佐治 功	室長補佐	橋本 英樹
参事	山岸 健史	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第20号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第21号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第22号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第23号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第24号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第25号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
第26号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
第27号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
報告第24号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第25号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による賃借権設定届出受理)
報告第26号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第27号 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件
報告第28号 農地等状況報告の件

令和6年第5回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和6年第5回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 着座にて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はありません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は19名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、神代委員及び森田委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、20番 西田委員さん、21番 中井職務代理者さんをお願いします。
- 案件に入ります前に、令和6年第4回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月4月18日開催の総会で、採決されました第17号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。

その内容は、萱野[]地区の農地を[]に転用し賃借権を設定するという案件でした。

4月19日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、4月25日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第20号議案から日程第6、第24号議案までは、いずれも農地法第3条の規定による所有権移転許可の件となります。

それでは日程第2、第20号議案と日程第3、第21号議案は、譲渡人が同一で関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第20号議案及び第21号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、第20号議案については、下止々呂美[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。

第21号議案については、下止々呂美[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。

譲受人は、第20号議案については、[]、[]氏、農作業歴は[]年、耕作面積は、[]平方メートル、通作距離は[]キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

第21号議案については、[]、[]氏、農作業歴は[]年、耕作面積は、[]平方メートル、通作距離は[]キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、両議案ともに[]氏、区域は市街化調整区域です。

以上、第20号議案及び第21号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中久保委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

中久保委員

第20号議案及び第21号議案につきまして、調査内容をご報告いたしま

す。

申請地は、[]の南西と北東に点在する合計[]筆の農地です。
譲受人の[]氏と[]氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、
譲渡人の[]氏から、所有権を移転しようとするものです。

[]は、[]地区で従来から耕作されており、農機具もお持ち
ちですので、農業経営に問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問
題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許
可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたしま
す。

次に、日程第4、第22号議案と日程第5、第23号議案は、譲受人が同一
で関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第22号議案及び第23号議案につきまして、ご
説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、第22号議案については、新稲[]、地目は、台帳
[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

第23号議案については、新稲[]、地目は、台帳[]、現況[]
面積は[]平方メートルです。

譲受人は、両議案ともに[]、[]氏、農
作業歴は[]年、耕作面積は、[]平方メートル、通作距離は[]キ
ロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、第22号議案については、[]、
[]氏、第23号議案については、[]
[]、区域は市街化調整区域です。

以上、第22号議案及び第23号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中井 正美委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員 第22号議案及び第23号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の北西約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地です。
譲受人の■■■■氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の■■■■氏と■■■■から、所有権を移転しようとするものです。
■■■■氏は、■■■■で農地を所有されており、農機具もお持ちで現在も耕作されていますので、農業経営に問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第6、第24号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第24号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、下止々呂美■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■、■■■■氏、農作業歴は■■■■年、耕作面積は、■■■■平方メートル、通作距離は■■■■キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、■■■■氏、区域は市街化調整区域です。

以上、第24号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中久保委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中久保委員

第24号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の北西約[]メートルに位置する農地です。

譲受人の[]氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の[]氏から、所有権を移転しようとするものです。

[]氏は、止々呂美地区で従来から耕作されており、農機具もお持ちですので、農業経営に問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第7、第25号議案及び日程第8、第26号議案は、いずれも農地法第5条の規定による所有権移転許可の件となります。

それでは日程第7、第25号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第25号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は、上止々呂美[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]氏、譲渡人は、[]氏、転用目的は[]、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分については、申請地周辺に、住宅が連たんしていることから、第3種農地となっています。

以上、第25号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中久保委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中久保委員

第25号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■の北東約■■■■メートルに位置する農地です。

譲受人の■■■■氏が、南隣の■■■■氏所有の■■■■を購入され、当該住宅に■■■■がないため、申請地を譲り受け、■■■■として整備されようとするものです。

周辺の状況は、東側は■■■■、西側は■■■■、南側は■■■■、北側は■■■■となっており、雨水は側溝に放流のため転用による周囲の農業経営への影響はなく問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に日程第8、第26号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第26号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■■■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、譲渡人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用目的は■■■■■■■■■■、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、半径500メートル以内に2つ以上の教育施設があることから第3種農地となっています。

以上、第26号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員 第26号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、[]の南約[]メートルに位置する農地です。
譲受人の[]が、譲渡人の[]氏から申請地を譲り受け、[]として整備されようとするものです。
[]は、現在、所有している[]が手狭となり、市街化区域において土地を探したものの、最適な場所がなかったため、事業所に近い申請地を選定されました。
周辺の状況は、北側及び東側は[]、西側は[]を隔てて[]、南側は[]となっており、隣接農地の所有者及び水利組合から同意書をとられており、雨水は南側の雨水管に直接接続するため、転用による周囲の農業経営への影響はなく問題ないものと思われます。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。
なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。
次に、日程第9、第27号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第27号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料13ページからでございます。
買取り申出する土地は、石丸[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。
主たる従事者は、[]氏、申出人は、主たる従

事者本人です。

申出事由は[]、申出事由が生じた日は、[]でございます。
以上、第27号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、藤井委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

藤井委員 第27号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の北約 []メートルに位置する []筆の農地です。

申出人の []氏は、[]に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[]氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地であることを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に報告案件に移ります。

報告第24号から報告第27号の4件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

それでは、日程第10、報告第24号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました報告第24号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地は、小野原西 []、地目は、台帳、現況ともに []、面積は []平方メートルです。

届出人は、[]氏、持ち分[]分の[]、他[]名、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年4月8日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第24号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いします。

加藤委員 報告第24号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東約[]メートルに位置する農地です。

届出人は、[]氏、他[]名で、このたび、[]を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、西側及び北側は[]、東側及び南側は[]となっており、汚水は公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第11、報告第25号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による賃借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第25号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地は、牧落[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

被設定人は、[]氏です。

設定人は、[]氏、持ち分[]分の[]、他[]名、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年4月4日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第25号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、豊田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

豊田委員

報告第25号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の西隣の農地です。

設定人は[]氏、他[]名で、被設定人の[]が、[]を建築するため賃借権を設定するものです。

周辺につきましては、東側及び北側は[]、西側及び南側は[]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第12、報告第26号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第26号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は、今宮[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]、[]平方メートルです。

譲受人は、[]氏です。

譲渡人は、[]、他[]名、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年4月4日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第26号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、森田委員さんが欠席ですので、事務局から調査内容の報告をお願いします。

事務局

報告第26号につきまして、森田委員さんより調査結果をお預かりしていますので代読いたします。

届出地は、[]の東約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]で、譲受人の[]が、[]を建築するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は[]、西側及び北側は[]、南側は[]

となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第13、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による解約通知の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第27号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は21ページからでございます。

所在は、箕面■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■、面積は■■■平方メートルです。

賃貸人は、■■■■■氏、賃借人は、■■■■■氏、解約年月日は、■■■■■、土地引渡年月日は、■■■■■です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知として、令和6年4月11日に受理したものでございます。

以上、報告第27号のご説明といたします。

議長 それでは、ただいま報告のありました4件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第14、報告第28号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事務局 〈令和5年度最適化活動について報告〉

〈次回日程について報告〉

議長 これをもちまして令和6年第5回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時7分)

上記は、令和6年第5回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 西田 清明

署名委員 中井 博幸